令和5年度児童育成手当 (育成手当・障害手当)の申請

手当の年度が6月から切り替わります。現在手当を受けていない方で、所得 や扶養人数などの変更により手当の対象となる方は申請が必要です。

- **閱** 5月1日(月)~31日(水)
- ※6月以降の申請は申請月の翌月分から支給

対父・母が婚姻を解消した状態などにある、18歳になった最初の3月31日 までの児童を扶養している方

□**支給金額** 月額1万3,500円(児童1人当たり)

❖障害手当

図愛の手帳1~3度程度、身体障害者手帳1~2級程度、脳性麻痺、進行性筋 萎縮症の障害がある20歳未満の児童を扶養している方

□支給金額 月額1万5,500円(児童1人当たり)

❖共通

□令和5年度所得制限額表(令和4年中の所得額)

扶養人数	所得額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円

- ※以降1人増えるごとに38万円を加算
- □申請に必要なもの

必要なもの	育成手当	障害手当
申請者および児童の戸籍謄本(離婚日などの記載があるもの)	0	_
申請者名義の金融機関□座の分かるもの	0	0
身体障害者手帳または愛の手帳の写し(お持ちの方)	_	0
申請者の本人確認書類	0	0
申請者および児童の個人番号(マイナンバー)が分かるもの	\triangle	\triangle
そのほか (課税証明書、住民票、各種申立書・調査書など)	\triangle	\triangle

- ※書類は交付日から1カ月以内のものが必要です。
- 甲子育て支援課(田無第二庁舎2階)へ持参
- ▶子育て支援課 642-460-9840

令和5年度児童手当・特例給付の申請

児童手当の年度が6月から切り替わります。令和4年度(令和3年中)所得 が所得上限超過により児童手当・特例給付の支給対象外となった方で所得や 扶養人数などの変更により手当の対象となる方は申請が必要です。

- **閱** 5月1日(月)~31日(水)
- ※6月以降の申請は申請月の翌月分から支給
- □令和5年度所得制限額表(令和4年中の所得額)

扶養人数	①所得制限限度額	②所得上限限度額	
0人	622万円(833.3万円)	858万円 (1,071万円)	
1人	660万円(875.6万円)	896万円 (1,124万円)	
2人	698万円 (917.8万円)	934万円 (1,162万円)	
3人	736万円 (960.0万円)	972万円 (1,200万円)	
4人以上	1人につき38万円加算		

- ※所得が②以上の場合は支給対象外となります。
- ※()内は収入額の目安
- □支給金額

児童の年齢	児童手当 (①の額未満)		特例給付 (①の額以上、②の額未満)		②の所得上限 限度額以上
3歳未満	1万5,	,000円			
3歳以上 小学校修了前		第3子以上 万5,000円	一律	5,000円	支給なし
中学生	17	万円			

内児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の振込先口座について、公金 受取口座(受給者名義の普通預金口座に限る)を利用できます。公金受取口座 への振込を希望される方はお申し出ください。

- ※詳細は市Ⅲをご確認ください。
- ▶子育て支援課 642-460-9840

5月の人権・身の上相談のご案内

人権侵害、偏見や差別、近所付き合 いでの悩みごとなど人権擁護委員が 市民の皆さんの相談をお受けします。 闘 5月11日休・24日份午前9時~

- 場田無庁舎2階
- ■5月1日側から電話で下記へ
- ▶協働コミュニティ課Ⅲ
- **a** 042-420-2821

正午・午後1時~4時

子育て世帯生活支援特別給付金

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯 生活支援特別給付金給付事業を実施します。 ※詳細は5月15日号でお知らせします。

▶子育て支援課 ■ 642-460-9840



お役立ちガイド 他機関からのお知らせ ※国マークがないものは、当日、直接会場へ

5月の薬湯 ~菖蒲湯~

- 時 5月5日紀
- **場**庚申湯・みどり湯・ゆパウザ
- ●小学生以下…入浴無料(保護者同伴)
- 問西東京市公衆浴場会

庚申湯 ☎ 042-465-0261

はたらく消防の写生会

小・中学校の児童・生徒に消防車両 の写生会を通じて消防の仕事への関心 や防火防災意識を高めてもらうことを 目的としています。

※詳細は間にお問い合わせください。

問西東京消防署 ☎ 042-421-0119

インボイス制度説明会のお知らせ

10月1日 日から消費税の適格請求 書等保存方式(インボイス制度)が始ま ります。「自分は登録すべきなの?ど のように手続すればいいの?」などと いった疑問をお持ちの方はご参加くだ

時 5月22日例午前10時30分~正午・

午後2時~3時30分

※どちらか1回のみ

場田無庁舎5階

対個人事業者・法人

申・問東村山税務署

a 042-394-6811

農と食の体験塾「大豆編」塾生募集

「東大生態調和農学機構(旧東大農 場)」の協力のもと、実習と講義を通し て大豆栽培や生態調和型農業、東京在 来大豆について学びます。

閱6月13日炒∼令和6年2月

※月に1~2回程度

対 18歳以上で初回のオリエンテーショ ンと、主に似午前中に参加可能な方

¥4,000円

申5月23日火までに、間の№の申込 フォームから

□主催 実行委員会(東京大学生態調 和農学機構・多摩六都科学館・市民) 間多摩六都科学館

a042-469-6100

生活困窮相談窓口を開設(5月3日網)

畸 5月3日 紀午前10時~午後3時

場生活サポート相談窓口

(田無庁舎1階 福祉丸ごと相談窓口内) 内生活困窮相談・生活保護の新規 相談・住居確保給付金の相談など

▶地域共生課 ■ 042-420-2809

▶生活福祉課 ■ 1042-460-9836

無料市民相談

■一般市民相談

場所	日時	
市民相談室(田無庁舎2階)	(月)~金 午前8時30分~午後5時	

■専門相談(申込制) ※ 1 枠30分

専門相談は、広く市民の皆さんにご利用いただくためのもので、専門家が一緒に解 決の糸口を探すものです。

- □申込開始 5月8日间午前8時30分(★印は、4月18日から受付中)
- □申込方法 市民相談室(田無庁舎2階)へ直接または電話
- ※申込開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。
- 四市民和談安 □ ☎ 0.42 460 0.80 5

圆市民相談室■■042-460-9805				
内容	相談方法	日時		
< + / → + □ = 火		5月15日(月)・19日(金)・	・24日似午前9時~正午	
法律相談	電話·対面	5月16日似・17日似午後1時30分~4時30分		
交通事故相談	電話·対面	★5月8日(月)	午後1時30分~4時	
		5月23日(火)	午前9時30分~正午	
税務相談	電話·対面	5月19日金・23日火	午後1時30分~4時30分	
不動産相談	電話·対面	★5月11日(株)	午後1時30分~4時30分	
		5月26日金	午前9時~正午	
登記相談	電話·対面	★5月2日(火)	午前9時~正午	
		★5月18日(株)	午後1時30分~4時30分	
表示登記相談	電話·対面	★5月2日(※)	午前9時~正午	
年金·労災·雇用保険 人事一般相談	電話·対面	※ 5月15日号でお知らせします。		
行政相談	電話·対面	★5月10日(水)	午後1時30分~4時30分	
相続•遺言•成年後見等 手続相談	電話·対面	★5月12日金	午後1時30分~4時30分	